

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 機構による埋設処分業務の実施

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うものとする。

1 機構の業務に伴って発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物

（実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電の関連施設から発生したものを除く。）の埋

設処分

2 埋設処分を行うための施設の建設及び管理等

（第十七条第一項第五号関係）

第二 埋設処分業務の実施に関する基本方針

主務大臣は、第一の業務（以下「埋設処分業務」という。）の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、公表しなければならないものとする。

（第十八条関係）

第三 埋設処分業務の実施に関する計画

機構は、埋設処分業務を行おうとするときは、基本方針に即して、埋設処分業務の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認可を受けるとともに、公表しなければならないものとする。

(第十九条関係)

第四 区分経理

一 機構は、埋設処分業務及びこれに附帯する業務（以下「埋設処分業務等」という。）については、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第二十条第一項関係)

二 機構は、その業務に係る放射性廃棄物に係る埋設処分業務等に要する費用を、毎事業年度、他の業務に係る勘定から埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れるものとする。

(第二十条第二項関係)

第五 利益及び損失の処理の特例

機構は、埋設処分業務等に係る勘定において利益が生じた場合に、当該利益を翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならないものとする。

(第二十一条関係)

第六 主務大臣

埋設処分業務等に係る主務大臣について所要の規定の整備を行うこと。

(第二十八条関係)

第七 附則関係

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二項及び第三項関係)

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務等（第十七条―第二十二條）」を
「第三章 業務（第十七条―第十九條）」

第四章 財務及び会計（第二十条―第二十四條

）に、「第四章」を「第五章」に、「第二十三條―第二十九條」を「第二十五條―第三十一條」に、「第

五章」を「第六章」に、「第三十條―第三十二條」を「第三十二條―第三十四條」に改める。

第六條第七項中「第十八條各号」を「第二十条第一項各号」に改める。

第十三條第二項中「第二十三條」を「第二十五條」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第十七條第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五十六条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。

イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分
の委託を受けた放射性廃棄物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設並びに
原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法
による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）

ロ 埋設処分を行うための施設（以下「埋設施設」という。）の建設及び改良、維持その他の管理並び
に埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理
第十七条第二項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十九条を第三十一条とする。

第二十八条第一号中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条第一項第二号中「第十九条、第二十条及び第二十二条」を「第二十一条、第二十二条及び第二十四条」に改め、同項第四号中「含む。」の下に「並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 第十七条第一項第三号に掲げる業務に伴い発生した放射性廃棄物（当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。）

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密

接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

第二十六条第四項中「機構に係る」の下に「この法律及び」を加え、同条を第二十八条とする。

第二十五条第一項中「第十八条各号」を「第二十条第一項各号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十二条を第二十四条とし、第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二條とする。

第十九条の見出しを「（利益及び損失の処理の特例等）」に改め、同条第一項中「機構は」の下に「、前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度

以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならない。

第十九条を第二十一条とする。

第十八条第一号中「前条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 埋設処分業務及びこれに附帯する業務（以下「埋設処分業務等」という。）

第十八条に次の一項を加える。

2 機構は、前項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定から、当該業務に伴い発生した放射性廃棄物（当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。）に係る埋設処分業務等に要する経費の財源に充てべき額として主務省令で定めるところにより算定した額を、毎事業年度、埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れるものとする。

第十八条を第二十条とする。

第十七条の次に次の二条及び章名を加える。

（埋設処分業務の実施に関する基本方針）

第十八条 主務大臣は、前条第一項第五号に掲げる業務（以下「埋設処分業務」という。）の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 埋設処分業務の対象とすべき放射性廃棄物の種類

二 埋設施設の設置に関する事項

三 埋設処分の実施の方法に関する事項

四 その他埋設処分業務の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（埋設処分業務の実施に関する計画）

第十九条 機構は、埋設処分業務を行おうとするときは、基本方針に即して、埋設処分業務の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み
- 二 前号の放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項
- 三 埋設施設の設置に関する事項
- 四 埋設処分の実施の方法に関する事項
- 五 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画
- 六 その他主務省令で定める事項

3 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。

第四章 財務及び会計

附則第八条第三項中「第十八条第一号」を「第二十条第一項第一号」に、「附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項」を「附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）並びに同条第二項」に、「同条第二号」を「同項第三号」に、「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十六条第一項第四号中「含む。」を「第二十八条第一項第四号中「含む。」並

びに」に、「含む。」並びに」を「含む。」、「と」、「限る。」とあるのは「限る。」並びに」に、「第三十一条第二号」を「第三十三条第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(特別会計に関する法律の一部改正)
- 3 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第八十八条第二項第一号ホ中「」第十九条第三項」を「」第二十一条第三項」に改める。

理由

原子力の研究、開発及び利用に伴って発生する放射性廃棄物の埋設処分の計画的かつ確実な実施を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構に放射性廃棄物の埋設処分に関する業務を行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	9

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 業務（第十七条―第十九条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第二十条―第二十四条）</p> <p>第五章 雑則（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第六章 罰則（第三十二条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、<u>第二十条第一項各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等）を示すものとする。</u></p> <p>（役員任期）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（第二十五条において「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章 業務等（第十七条―第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条―第二十九条）</p> <p>第五章 罰則（第三十条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、<u>第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等）を示すものとする。</u></p> <p>（役員任期）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（第二十三条において「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期</p>

は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。
3 5 (略)

第三章 業務

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

五 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第五十六条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。)を行うこと。

イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物(附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物(以下「承継放射性廃棄物」という。)を含む。)及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。)の埋設の方法による最終的な処分(以下「埋設処分」という。)

ロ 埋設処分を行うための施設(以下「埋設施設」という。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理

六 十 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範

は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。
3 5 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 四 (略)

五 九 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範

圏内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。

（埋設処分業務の実施に関する基本方針）

第十八条 主務大臣は、前条第一項第五号に掲げる業務（以下「埋設処分業務」という。）の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 埋設処分業務の対象とすべき放射性廃棄物の種類

二 埋設施設の設置に関する事項

三 埋設処分の実施の方法に関する事項

四 その他埋設処分業務の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（埋設処分業務の実施に関する計画）

第十九条 機構は、埋設処分業務を行おうとするときは、基本方針に即して、埋設処分業務の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み

二 前号の放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びに

これに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項

三 埋設施設の設置に関する事項

圏内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処分する業務を行うことができる。

四 埋設処分の実施の方法に関する事項

五 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画

六 その他主務省令で定める事項

3 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第二十条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十七条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務

二 埋設処分業務及びこれに附帯する業務（以下「埋設処分業務等」という。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 機構は、前項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定から、当該業務に伴い発生した放射性廃棄物（当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。）に係る埋設処分業務等に要する経費の財源に充てるべき額として主務省令で定めるところにより算定した額を、毎事業年度、埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十一条 機構は、前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務に

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十九条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法

係るそれぞれの勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

4| 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5| 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならぬ。

6| 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二條〜第二十四條 (略)

第五章 雑則

第二十五條・第二十六條 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十七條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済して

第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十條〜第二十二條 (略)

第四章 雑則

第二十三條・第二十四條 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十五條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済して

なお残余財産があるときは、当該残余財産のうち、第二十条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条(第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三 (略)

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)並びに埋設処分業務等(次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。)
イ) に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

イ) 第十七条第一項第三号に掲げる業務に伴い発生した放射性廃棄物(当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。)

ロ) 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

2・3 (略)

なお残余財産があるときは、当該残余財産のうち、第十八条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれ業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条、第十九条、第二十条及び第二十二条並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条(第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三 (略)

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

2・3 (略)

4 機構に係るこの法律及び通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

第二十九条 (略)

(財務大臣との協議)

第三十条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第二項、第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十一條第一項の規定による承認をしようとするとき。

第三十一条 (略)

第六章 罰則

第三十二条～第三十四条 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七條第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

第二十七条 (略)

(財務大臣との協議)

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第二項、第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十二條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第十九條第一項の規定による承認をしようとするとき。

第二十九条 (略)

第五章 罰則

第三十条～第三十二条 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七條第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務

「と、第二十条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）並びに同条第二項に規定する業務」と、同項第三号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務（附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。）」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十八条第一項第四号中「含む。」並びに「とあるのは「含む。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十三条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

「と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務（附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。）」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十六条第一項第四号中「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十一条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第八十八条（略）</p> <p>2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、ニ（略）</p> <p>ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの</p> <p>へ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第八十八条（略）</p> <p>2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、ニ（略）</p> <p>ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの</p> <p>へ（略）</p> <p>二（略）</p>

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

一	独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)(抄)	1
二	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)(抄)	3
三	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)	4
四	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)	4
五	特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)	5

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案 参照条文

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)(抄)

(機構の目的)

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
- 三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
 - イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究
 - ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
 - ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 四 前三号に掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 五 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- 六 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 七 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 八 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質(原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。)、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。)まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務
- 二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

- 第十九条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

- 第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
 - 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣
 - 二 第六条、第十九条、第二十条及び第二十二條並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条(第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣
 - 三 第十七条に規定する業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣
 - 四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣
- 2 経済産業大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。
- 3 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。
- 4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

附 則

(日本原子力研究所の解散等)

第二条 日本原子力研究所(以下「旧研究所」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時にいて機構及び独立行政法人理化学研究所(以下「理化学研究所」という。)が承継する。

2 15 (略)

(核燃料サイクル開発機構の解散等)

第三条 核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 13 (略)

(業務の特例)

第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにいてその廃止に伴う措置に關する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十六条第一項第四号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十一条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

○特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律(平成十二年法律第百十七号)(抄)

(実施計画)

第五条 原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に關する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 3 (略)

(業務)

第五十六条 機構は、第三十四条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 概要調査地区等の選定を行うこと。
 - 二 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
 - 三 特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。
 - 四 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。
 - 五 拠出金を徴収すること。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことができる。
- 一 最終処分施設において、受託特定放射性廃棄物(原子力基本法第三条第四号に掲げる原子炉であつて発電用原子炉以外のものの運転に伴つて生じた使用済燃料(当該原子炉において燃料として使用した核燃料物質をいう。以下この号において同じ。)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後に残存する物を固型化したものをいう。)について最終処分と同一の処分を行うこと。
 - 二 前項第一号から第四号まで及び前号に掲げる業務のために必要な調査を行うこと。
- 3 (略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(設置の許可)

第二十三条 原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。

- 一 発電の用に供する原子炉(次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。以下「実用発電用原子炉」という。) 経済産業大臣
 - 二 船舶に設置する原子炉(第四号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。以下「実用船舶用原子炉」という。) 国土交通大臣
 - 三 試験研究の用に供する原子炉(前号、次号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。) 文部科学大臣
 - 四 発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 経済産業大臣
 - 五 発電の用に供する原子炉以外の原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 文部科学大臣
- 2・3 (略)

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)(抄)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)

(目的)

第八十五条 (略)

254 (略)

5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設(これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。)の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置(前項の財政上の措置に該当するものを除く。)であって、次に掲げるものをいう。

- 一 次に掲げる財政上の措置
 - イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
 - ロ 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資(高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)又は交付金の交付
 - ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付
 - ニ 発電用施設の設置又は改造に係る補助(交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。ホにおいて同じ。)で政令で定めるもの
 - ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの
- 二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であって、政令で定めるもの
- 三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの(第八十八条第二項第二号へにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)